平成２３年（フ）第３５６号
栃木県宇都宮市駒生町1778番地
債務者　髙橋　　正
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８１号
神戸市垂水区旭が丘３丁目７番４号、従前の住所大阪市西淀川区佃５丁目12番１―711号
債務者　大機　則枝
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝崎　准一
4　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市佃町35番地ハイツ出雲705号、従前の住所兵庫県姫路市佃町35番地ハイツ出雲701号
債務者　姫路インテリアサービスこと　岸本　勉
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古市　敏彰
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４号
北海道白老郡白老町川沿１丁目553番地９　グループホームほのぼの、前住所北海道白老郡白老町字北吉原167番地
債務者　佐賀　道広
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　真人
4　破産債権の届出期間　平成23年７月１日まで
5　一般調査期間　平成23年７月19日から平成23年８月２日まで
6　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
北海道富良野市朝日町11番17号　池田マンション２Ｆ
債務者　川面　博文
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月１日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５号
北海道旭川市永山６条10丁目４番８号
債務者　岡田　正浩
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年８月24日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０３４号
福岡市南区平和２丁目16番10号
債務者　山口　行徳
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１号
函館市陣川町82番地227
債務者　小西　政徳
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０３号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山135番地51
債務者　横道　智美
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０７号
北海道北斗市追分３丁目１番61号
債務者　阿部美代子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８号
函館市美原３丁目５番８―501号
債務者　川瀬　英幸
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１５号
群馬県太田市西本町37番７―202号
債務者　八木橋　晃
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１６号
群馬県太田市本町48番67号
債務者　石丸　　守
1　決定年月日時　平成23年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９号
岩手県九戸郡洋野町大野第28地割102番地５
債務者　恵平由美子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月26日午前11時20分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第３３９号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4710番地１　愛宕町営住宅4909号
債務者　石﨑　晴代
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係